

令和3年度（2021年度）
第5回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和3年10月27日（水）15：05～18：50
場 所：北海道第二水産ビル4階 4S会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長

総合政策部計画局計画推進課課長補佐

建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長

建設部建設政策局建設政策課主幹

川村 秀明

上坂 勇人

中野 雅博

今堀 浩一

ほか

1 開会

2 議事

(1) 令和3年度公共事業再評価対象地区の審議・報告

ア 個別評価地区の審議 [26 地区]

厚井委員担当地区（専決地区）

「06-13 道営農地防災事業費（農村地域防災減災事業） 上富良野地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【厚井委員】（専決理由）

この地区では、平成23年と平成28年に冠水被害が発生しており、近年は雨量も増加傾向にあるということで、流下能力が不足している排水路の整備を進めている。

事業費の増額理由としては、小さい子供がよく通る地域のため、当初計画では安全柵を設置して開水路で整備する予定だったが、一部区間では蓋を設置することになったことが挙げられる。

また、上富良野町では本地区の排水路沿いにある公園を整備する計画を進めており、公園と駐車場の間を排水路が通っていることから、公園整備に併せて事業期間を1年延伸している。

進捗率は67%で、今後については特に事業実施に当たって支障はないことから、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

内田委員長担当地区（専決地区）

「06-14 道営農道整備事業費（農村整備事業） 越路豊原地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【内田委員長】（専決理由）

詳細調査の結果を踏まえ、経済性を考慮した線形に変更したことにより事業量が変わり、事業費が減額となっている。一方、切土区間に軟岩が出てきたことによる掘削機械及び法面保護工法の変更、並びに資材・労務単価の上昇によって事業費が増額となっている。

全体として事業費は増額しているが、変更内容は詳細設計や施工によって事後的に判明したもので、やむを得ないと判断した。また、事業費は増額しているが、B/Cは十分高い値となっており、進捗率は54%と半分を超えていることから、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

「06-15 道営農地防災事業費（海岸保全施設整備事業） 茶志骨第2地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【渡部副委員長】（専決理由）

地区を守るために非常に重要な事業であることを確認しており、事業を進める中で変更した内容や施工時期の制約等により事業費が増額となっているが、事業の必要性やB/Cに鑑みて継続で問題ないと判断し、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

全員評価地区

「06-17 道営土地改良事業費（草地畜産基盤整備事業） 釧路地区」

【農政部農地整備課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

これまでは事業費が増額してもB/Cに余裕があって問題がなく、精査によって今後の事業費の増額はないとのことだが、指標として大きな重みを持つB/Cが1.01と極めて1に近くっており、これはどうにもならないことなのか。

【農政部農地整備課】

暗渠排水の再整備に合わせて、試算として草地整備の再整備を行う場合でもB/Cが1未満にならず、今回のB/Cでは再整備費を適正に計上していることから、B/Cが1.01を下回ることはないと思っている。

【渡部副委員長】

1.01というB/Cが事業採択時に示されると、採択後の人件費や資材費の上昇を見込んでおらず、世の中の流れを分かっていると不安に感じるが、事業費を精査して、これ以上の増額はないということであれば、B/Cが1.01ということは納得せざるを得ないと感じる。

【厚井委員】

家畜保護施設は今回の事業で3棟整備して、1棟当たり100頭、合計300頭を収容するというのでよいか。

補足資料 P7 の「I 基本事項」の「■家畜預託計画」では、現況の 315 頭から計画では 400 頭になるとのことだが、現況で 315 頭分を収容できる施設があつて、その一部を廃止して、新たに 300 頭を収容できる施設を整備して、400 頭の収容が可能になるという考え方なのか。

【農政部農地整備課】

夏季預託では舎飼をせずに全て放牧となるため、夏季預託分の飼料を確保できるように草地整備を行っている。

また、現況は冬季舎飼に利用している家畜保護施設があり、50 頭の収容が可能であるが、これとは別に今回の事業で 300 頭の収容が可能な施設を整備する。

【厚井委員】

今回の事業で整備する家畜保護施設は、冬季預託用の施設ということで了解した。

【柏木委員】

B/C が低いことが気になっており、補足資料 P11 の変更②では、草地整備 41ha の追加理由を放牧地から採草放牧兼用地への変更としているが、この変更で牛が摂取できる牧草の量が増えることによって、便益はどの程度増加しているのか。

【農政部農地整備課】

具体的な数字は試算しないと分からないが、便益も費用も増加している部分があり、そのバランスの中で算定している。

【柏木委員】

金額は別として、間違いなく便益が増加していることは言えるか。

【農政部農地整備課】

増加していると言える。

【内田委員長】

B/C が前回評価の 1.15 から 1.01 に低下していることから、草地整備 41ha を追加したことによる 1 億 9 千万円の増額に対して、便益は 1 億 9 千万円未満となっており、草地整備 41ha の追加分だけで考えると十分な投資効果がないと思われるが、そのような整理でよろしいか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【内田委員長】

草地整備の追加分について、便益は増えているが、それ以上に費用が増加しているということで、現在の趨勢で人件費や資材費が上昇していくと B/C は間違いなく 1 未満になると思われるが、いかがか。

補足資料 P12 では、配合飼料の価格高騰に対応するため草地整備により牧草の割合を増やすと記載しているが、資材費や労務単価が上昇している傾向を踏まえても同様のことが言えるのか。

【農政部農地整備課】

指摘のとおり、人件費や資材費等は上がると思うが、それに伴って畜産物価格等も上がると予想しており、B/C は 1 以上を満足できると考えている。

【内田委員長】

将来における価格上昇のリスク等を考慮せずに B/C を算定している一方、草地整備の追加の必要性は今後の配合飼料の価格上昇という将来予測を理由としているが、それ以上に労務単価が上昇したら理由は成り立たなくなり、説明としては論理性に欠ける。

草地整備を追加しても預託頭数は変わらないが、草地整備面積をどうしても追加しなければ

ならないのは、配合飼料の価格上昇が見込まれるためなのか。そのような理由であれば、草地整備の追加を取り止めた方が、B/Cの観点からもリスクに対応できるのではないかという意見が事前に出ていたと思うが、いかがか。

【農政部農地整備課】

令和2年度の計画変更時に試算したB/Cも1.01で、草地整備41haの追加によってB/Cが低下したわけではない。

【内田委員長】

令和2年度にB/Cが1.01まで低下した要因は何か。

【農政部農地整備課】

補足資料P13～16に記載している事業費の増額が要因である。

【内田委員長】

とりあえず了解した。

【渡部副委員長】

この場所は泥炭が広く分布する平坦な湿地帯であることから、土地を造成して牧草地にすると営農はしやすいと思われる。しかしながら、施設の建設に当たっては建屋への杭基礎や沈下量を考慮した盛土など、様々な支障が出てくるため、B/Cがほぼ1になることも踏まえると、施設の整備には適した場所ではないとなってしまうのか。もう少し土地条件が良ければB/Cが1.15や1.2を確保できるが、施設を整備して利用するためにはどうしてもコストが掛かってしまうと解釈するのか。地域の振興や酪農家の労働時間削減のために必要ということは理解するが、施設整備に適していない土地を改良して利用するからには、B/Cが1に近くなるのはやむを得ないと思えるのか。

これらのことに対して説明してもらいたい。

【農政部農地整備課】

この土地は釧路市の公共牧場であり、用地取得の必要がないため、最初から代替地は考えていない。ただ、採択後に杭基礎や圧密沈下対策が必要になり、事業費が増額となったことは当初計画の落ち度であったと思う。

【渡部副委員長】

前向きに捉えると、土地条件が良くない中で努力した結果、かろうじてB/C1以上を確保したと思う一方、そもそもこのような土地条件の場所で事業を行うことは公共事業として採算が取れないと捉えるのか、その辺りがこの事業の可否を判断する基準になると思われる。

土地そのものが支配要因になってしまっており、場所は最初から与えられていて取得の必要がないものの、地盤が悪くて事業費が掛かった結果、かろうじてB/Cは1以上を確保できたというのが現状なのか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【柏木委員】

補足資料P7の「I 基本事項」の「■家畜預託計画」では、夏季と冬季のそれぞれで現況から増頭しているが、計画の頭数は当初計画から変更していないのか。

【農政部農地整備課】

当初計画から変更していない。

【柏木委員】

当初計画と今回評価で計画の頭数が同じであれば、草地整備を追加する必要はないのではな

いか。草地整備を追加しないと飼料が足りないことが発覚したのか。

【農政部農地整備課】

補足資料 P11 の「変更②」に記載しているが、採草放牧兼用地とする利用計画の変更のほか、補足資料 P12 にあるとおり、配合飼料の価格が上昇傾向にあることから、草地整備を追加することで飼料自給率を上げて配合飼料の購入量を抑えたいという釧路市からの要望があり、牧場経営を考えると、配合飼料の価格が上昇すると経営が厳しくなるかもしれないため、草地整備を追加するという計画に変わった。

【柏木委員】

当初計画では草地整備 208ha だけで牧草が足りる予定であったが、配合飼料の価格が急騰したことで牧草の量を更に増やさなければいけないという理由で、追加の草地整備が必要になって事業費が増額したというストーリーでよいか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。草地整備を追加することで、飼料自給率が当初計画の 62.4% から変更計画では 66.8% に増加する。

【内田委員長】

ここは非常にポイントと思われ、計画の預託頭数に変更がなければ草地整備の面積も変更するべきではなく、草地整備の追加の理由を配合飼料の価格の上昇傾向とすると、同じことは資材単価や労務単価にも言えるため、その理由は疑問に思っており、厚井委員も指摘したところかと思う。

乳価が上がっているという説明を聞いたが、追加分の草地整備を除外すると、B/C はある程度上昇するというものでよいか。

【農政部農地整備課】

令和 2 年度の計画変更の資料を見ると、B/C は 1.01 を小数第 3 位で少し上回る程度となっている。

【内田委員長】

令和 2 年度の計画変更における B/C は具体的にどれぐらいか。

回答を準備している間に別の質問をする。

補足資料 P22 について、「評価期間における再整備費②」には測量設計費を計上しなくていいのか。また、「評価期間における再整備費②」が「当該事業費①」よりも小さくなっているのは現在価値化によるものか。

【農政部農地整備課】

「評価期間における再整備費②」が「当該事業費①」よりも小さいのは現在価値化によるものである。

【内田委員長】

測量設計費は再整備の度に計上しないのか。

【農政部農地整備課】

再整備費の算定時に計上している。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

補足資料 P22 の「整備年」の内容が評価調書の進捗状況と若干合っていない理由は何か。

【農政部農地整備課】

全ての施設が完成してから供用を開始するため、完了予定年度を「整備年」に記載している。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

家畜保護施設の場合、3棟が完成してから300頭を入れる計画ということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【農政部農地整備課】

先ほどの内田委員長からの質問（令和2年度の計画変更における具体的なB/C）について、令和2年度の計画変更におけるB/Cは1.01となっており、小数第3位で1.01を若干上回っている程度で、今年度に41haの草地整備を追加したことでB/Cが大きく低下したわけではなく、当初計画のB/Cが1.15であることを考えると、施設整備の増額によってB/Cが大きく低下したと想像される。

【内田委員長】

草地整備の追加分41haを除外したとしても、B/Cの1.01はほとんど変わらないのか。

【農政部農地整備課】

除外によって事業費は減額となるが、効果も減額するためほとんど変わらない。

【内田委員長】

41haの草地整備の追加は、端的に言うとも整備しなくても費用対効果上は大して変わらないということか。

【農政部農地整備課】

費用対効果の面から言うとそのようになる。

【内田委員長】

草地整備を41ha追加してもB/Cはほとんど変わらず、厳密に言うとも追加によってB/Cは下がっているという認識でよいか。

【農政部農地整備課】

採草放牧兼用地への変更によって牧場全体の草地の維持のほか、粗飼料（牧草）を増やして配合飼料の価格高騰に対処するという考えで草地整備を追加することについては、牧場として意義があると思っている。

【内田委員長】

将来の配合飼料の価格高騰を心配してのことだと思うが、いろいろ問題が感じられるところであり、いかがか。

【川村課長】

補足資料P12で、配合飼料の価格が高騰したために採草地を増やして飼料自給率を上げるという内容だが、これによって購入不要となる配合飼料のコストダウンはベネフィットとして計算できないものなのか。

結局、そこが農家にとっては利益になってくるかと思われる。

【農政部農地整備課】

牧草の増加に係る効果は、農林水産省のマニュアルに基づいて純益率を用いて算定しているが、純益率は複数年の平均で算出しているため、急に価格が上昇しても純益が下がることはない。

最新の農林水産省の数値（諸元）で算定するとB/Cは1.01だが、将来的に配合飼料の価格が上昇を続けると収益率は下がることから、効果的にはマイナスの要因になると思われる。

【内田委員長】

マニュアルに基づく便益以外の効果として、アウトカムを試算してもらいたいと考えるが、いかがか。

【農政部農地整備課】

現行のマニュアルでは、再整備費は建設費と同額を計上する考えとなっている。つまり、杭がある場合は15年経過後の再整備で改めて杭を打つといった算定方法になっているため、事業費21億5千万円に対して総費用が約32億円となっており、現行のマニュアルでは再整備費が嵩んでいる。

【内田委員長】

再整備で杭を打ち直す必要がないのであれば、それをきちんと総費用に反映させてもらいたい。再整備では上屋だけを計上すると思っていたが、杭も打ち直すのか。

【農政部農地整備課】

今のマニュアルでは計算上、再整備で杭を打ち直すことになっている。

【内田委員長】

それはもう一回きちんと計算してもらいたい。

【農政部農地整備課】

ただ、杭の耐用年数が分からない部分もあり、現行のマニュアル上の話である。

【総合政策部計画推進課】

確かに総費用の再整備では杭を打ち直す計算になるが、一方で効果の方も、理論上、牧草の収量は評価期間中において減少しない計算になっている。ただ、実際は植生低下が生じるため、約20年サイクルで草地整備を行っているとのことであった。

これらのことはマニュアルに基づいた計算ということでやむを得ない部分があるため、内田委員長の言う、マニュアルの便益に反映されないようなアウトカムを試算する方がいいと思うが、いかがか。

【内田委員長】

B/Cの算定方法はマニュアルで決まっているため変えられないが、マニュアルのB(便益)にない効果としてアウトカムをきちんと整理した上で、次回以降の委員会で継続審議するのがよろしいかと思うが、いかがか。

【柏木委員】

私の考えが甘いのかもかもしれないが、B/Cが1を超えているのであれば、整備済みの内容は効果が発現しており、配合飼料の価格は温暖化の影響や新興国の輸入量の増加等もあって上昇傾向にあり、配合飼料の価格の動向予測は年々難しくなっていく気がする。

このようなことを考慮すると、B/Cが1未満にならないければ、粗飼料(牧草)を確保する効果は十分に発現される可能性が高いということであり、私は継続でいいという意見である。

【内田委員長】

今回の草地整備面積の増加はきちんと説明できる内容ではなく、釧路市が令和元年度に整備した草地を見て予想以上に効果があったために追加したというのは非常に困るところだが、将来の配合飼料の価格高騰を踏まえると必要性もあるということである。また、マニュアル上の便益に反映されないところはきちんと精査して出してもらいたい。

付帯意見としては、これ以上の増額が絶対にならないような計画をきちんと立てて進めるという結構厳しい内容で意見を付けた上で、事業継続に関わる今後の対処方針は妥当と認めることでよろしいか。

【各委員】
異議なし。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「付帯意見ありで事業継続は妥当」と認める。

内田委員長担当地区（専決地区）

「06-16 道営土地改良事業費（草地畜産基盤整備事業） ふらの地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【内田委員長】（専決理由）

この地区は専決としながらも、いつもと同じように問題があると感じている1つの事業で、事業内容の変更として、事前評価後から事業採択までの間に草地整備改良や関連草地造成改良の追加要望があった。これは農政部所管事業にいつも見られることだが、事前評価後に受益農家の増減や整備ほ場の追加が生じており、担当課にはもう少しガバナンスを効かせて事業を進めてもらいたい。

ただ、要望の追加は本当は良くないことではあるが、B/Cは前回評価より上昇しているほか、他の担当地区と比較して事業費の増額割合がそれほど大きくないということを鑑みて、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

「07-01 水産基盤整備事業 興部地区」

「07-02 水産基盤整備事業 幌内地区」

「07-03 水産基盤整備事業 静狩地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【渡部副委員長】（専決理由）

興部地区については、当初計画から大幅に内容が変更となっており、岸壁の整備等が追加されているが、漁港の使用状況の変化に合わせた変更となっている。変更の事情はよく理解できる内容で、専決か審議か迷うところではあったが、十分に納得できる変更だったため、やむを得ない増額と判断して専決地区と判断した。

幌内地区と静狩地区については、当初計画の想定と実際の状況が違っており、当初計画で予定していた資材の再利用ができなかったことのほか、労務費の増額といった軽微な変更となっている。B/Cについても、特に静狩地区については事業規模が小さいこともあって今回評価のB/Cが大幅に低下しているが、まだ十分に余裕があって特に問題ないと判断し、専決地区

と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

「07-04 漁港海岸保全事業 オッカバケ地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【渡部副委員長】（専決理由）

事業採択後の台風被害等によって水深が深くなったことで構造が変わっているが、事業内容の大きな変更はなく、自然条件の変化に起因した増額となっており、やむを得ない理由と判断して専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

厚井委員担当地区（専決地区）

「08-10 通常砂防事業費 飛生川地区」

「08-11 通常砂防事業費 大林川地区」

「08-12 通常砂防事業費 セブ川地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【厚井委員】（専決理由）

3地区に共通しているのは、用地が不調になって施設計画の大幅な見直しが必要になり、事業費が増額となっている点である。ただ、B/Cは3地区とも比較的まだ高い状態であるため、いずれも専決地区と判断した。

なお、大林川地区は進捗率が11%とかなり低いが、これは当初計画における施設設置予定箇所の土地所有者が替わって用地の調整に長期間を要したほか、結果として用地が取得できないことになって施設計画を大幅に見直したことにより、進捗率が低くなっている。ただ、見直し後の施設計画はある程度できていて予定どおり進むと考えているほか、保全対象施設にはグループホームや特別養護老人ホーム等の重要な施設があり、地形的に危険で緊急性も非常に高いと考えている。

飛生川地区とセブ川地区についても、大林川地区と同様に、用地の不調で施設計画の見直しが行われている。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中前委員担当地区（専決地区）

「08-13 総合流域防災事業費（地すべり） ピリカウタ地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

この地区は人家 10 戸のエリアに 8 億 5 千 2 百万円を掛けることに疑問があったが、施工によって、より広範囲の地すべりを防止できることが分かった。また、事業採択時の人家 15 戸から 5 年後には 10 戸に減っていることから、人口減少のペースや将来的な定住等にも疑問があったが、このエリアはカキを始めとする漁業が活発で、今後も定住が見込まれることが確認できたことから、事業費の増額によって B/C は若干低下しているが、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中前委員担当地区（専決地区）

「08-14 総合流域防災事業費（急傾斜） 音更宝来本通 6 丁目 1 地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

事業期間が前回評価から 3 年延伸しており、土地所有者との協議に時間を要したことが延伸の一番の理由だが、土地所有者が地域に住んでいないなどの事情があることが分かった。人家 98 戸を守るためには非常に重要な整備であることを納得したため、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

柏木委員担当地区（専決地区）

「06-09 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業） 美蔓高倉第 2 地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【柏木委員】（専決理由）

まず、美蔓高倉第2地区について、前回評価から約11億円増額しており、区画整理と営農用水施設でそれぞれ約5億円の増額となっているが、B/Cは前回評価から上昇しており、それなりに効果のある事業を計画変更したために増額になったと思われる。特に問題はないため専決地区と判断したが、二次政策評価等検討チームのヒアリングで指摘があって、私も同感と感じた点を説明する。

再三、内田委員長から農政部所管事業は事業採択後に大きく内容が変更して事業費が増える傾向にあるとの指摘がある。この地区では国営事業で畑地かんがいの基幹的施設を整備して、道営事業で末端施設を整備するという内容が含まれているが、前回評価の事前評価では末端散水施設のリールマシンが入っておらず、事前評価後から事業採択までの間にリールマシンが追加されたことには疑義を感じている。令和2年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の畑地かんがいにおいて、リールマシンではなく個人の営農資材で対応することに対して、便益の算定内容に疑義が呈されており、末端散水施設の整備方針等も統一されていないことから、組織として反省した上で、適切な計画を立てられるよう見直しを行ってほしい。

次に東部居辺地区について、前回評価から事業費は10億6千6百万円増加しているが、事業期間には変更がなく、B/Cも前回評価から上昇しており、それなりに効果の高い事業が行われていると考えている。この地区では農業集落環境管理施設を整備して、地域のふん尿を集約的に処理し、発生する消化液を農気に還元して地力を高めるもので、環境にも配慮した良い事業で、継続が妥当として専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

千葉委員担当地区（専決地区）

「06-10 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業） 若佐地区」

「06-12 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業） 訓子府中央地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【千葉委員】（専決理由）

若佐地区について、事業費が前回評価から13億5千万円の増加となっているが、営農用水施設で約12億円の増額、測量設計費で約3億円の増額となっている。営農用水施設は前回評価からの整備単価の見直し、水質問題による前処理施設の追加、自然増で約12億円の増額となっている。

営農用水施設や排水路は昭和49年に整備されたが、老朽化等により、その他の工種と併せて事業化されており、B/Cは1.62と問題ない。営農用水施設の管路は令和4年度以降に約60kmの整備が残っているという問題はあるが、測量設計は99%が終了しており、今後は着実に整備を進めることで予定年度に完了するとの説明を受けたことから、専決地区と判断した。

次に訓子府中央地区について、用水路の延長が前回評価の約半分となっている一方で、リールマシンの単価が事前評価時の1台あたり1千万円から今では1台あたり1千8百万円に上昇

し、これだけで約6億円の増額になっており、用水路の延長減少による6億円の減額とほぼ同額となっている。これ以外に自然増、仮設工の追加、一部配管方法の変更等により、整備延長は減少したにもかかわらず、約10億円の増額となったが、リールマシンの価格上昇はやむを得ないものと判断した。

B/Cは前回評価から上昇しており、用水路は令和4年度以降に約7割の整備が残っているものの、測量設計は90%が終了しており、今後は着実に整備を進めるだけの状況にあるということで、専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

千葉委員担当地区（専決地区）

「07-05 林道整備事業費 豊津黒岩地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【千葉委員】（専決理由）

B/Cが1.91から1.21に下がっているが、これはマニュアルの改訂によるもので特に問題はない。

ポイントとして2点を説明する。

まず1点目は、事業費が15億5千7百万円から9億8千万円に減額となっており、自然増を除くと約半分に減額となっている。これは、ルート変更により地形の良い所を通るようにしたことによる約3億4千万円の減額のほか、簡易測量や法面緑化等の工夫による約2億3千5百万円の減額となっている。ただ、今回のケースでは減額となったが、逆に増額の可能性を質問したところ、従来は職員による路線調査を踏まえて標準断面から概略設計を行っていたが、令和元年度に路網設計支援ソフト等を導入したことで3次元での地形判読が可能となり、より精緻な概略設計ができるようになったことから、手法が改善されているとのことであった。

2点目は、平成17年度から令和3年度までで全体の約半分しか整備が進んでおらず、残り3年で完了するののかという疑問があったが、施工済みの区間は橋梁やボックスカルバート等の附帯工事が多かったことが要因である。一方、残り約5,800mのうち3,600mは既存の林道を利用して整備を行う区間で、この場合は年間で約2,000mを施工でき、残り約5,800mを3年で整備可能とのことであった。

以上の2点を踏まえて専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中前委員担当地区（専決地区）

「07-06 林道整備事業費 ワッカ美加登地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】
（事業概要等について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

事業採択時から9千8百万円の増額となっているが、工事を進める中で湧水が多く確認され、法面工作物の設置箇所が新たに追加となったことが増額の一番大きな要因となっている。これによってB/Cが低下してしまっているが、進捗率が76%で、法面工作物を追加しないと工事が進められないことから、十分に検討した上で専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

全員評価地区

「08-08 広域河川改修事業費 厚沢部川地区」

【建設部河川砂防課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【中津川委員】

補足資料 P22 の想定氾濫区域は下流の方が広範囲で氾濫する想定になっているが、護岸工の整備後における氾濫の想定はどのようになるのか。下流側は整備がほぼ終わっていて氾濫を防げる状況であり、今後は上流側を整備していくという理解でよろしいか。

【建設部河川砂防課】

上流までの暫定改修が終わり、現在は下流側から完成断面による改修を進めており、厚沢部町の市街地付近まで完了しているため、計画流量であれば下流側の洪水を防げる状態になっている。

【中津川委員】

今回の護岸工の追加は上流の氾濫を防ぐためとのことだが、本当にこれだけの護岸が必要なのか。樹木も多く生えているが、伐採してコンクリートブロックを張るのか。樹木を残して侵食を防いだ方がいいのではないかと思うが、どのように判断しているのか。

【建設部河川砂防課】

実際に樹木の根によって河岸が守られている部分はあるが、河道断面内に樹木が生えていると流水を阻害することになるため、どの程度、樹木が河積を阻害しているかを確認しながら、残せるものは残すが、河積を阻害しているような樹木は全て伐採して護岸を整備したいと考えている。

【中津川委員】

了解した。

これまでそのような理由で護岸をたくさん整備してきたが、結局、溢水すれば氾濫することから、侵食対策として護岸を整備しても氾濫は防げないという気がしており、上流におけるダムや遊水地の整備、あるいは鵜ダムの増強などは考えられないのか。

また、補足資料の空撮 P12 の SP10300～12000 付近について、左岸に護岸工の追加が表示されている区間では、背後地が利用されていないように見受けられるため遊水地にするなど、もう少し抜本的なことを考えるべきで、費用を掛けて護岸をたくさん整備することは根本的な解決にならない気がしており、その辺の見解を教えてください。

【建設部河川砂防課】

概略ながら遊水地の検討はしているものの、当該河川は急勾配のため広い面積の遊水地が必要となるほか、貯水量も満足しないため多くの遊水地が必要であるが、流域内には未利用の土地が少なく、農地に利用されている状況のため、広大な面積を必要とする遊水地の整備は難しいと判断している。

また、SP10300～12000 付近は厚沢部町市街地の直上流で、市街地の下流まで改修が進んでいることから下流側で遊水地を整備しても効果が少なく、今後の土地利用を考えると遊水地の整備は難しいと考えている。

【中津川委員】

上流のダムを検討はしているか。

【建設部河川砂防課】

農業用ダムの鶉ダムについては農業サイドとの交渉はしていない。

【中津川委員】

B/C が 10.01 で非常に便益が大きいため、もう少し踏み込んで抜本的な対策を考えてもいいのではないかと考える。

【厚井委員】

今回評価で護岸工をかなり追加しているが、補足資料で示された箇所が全てか。それとも、補足資料に示されていない追加の箇所が他にあるのか。

【建設部河川砂防課】

補足資料には、現地調査の結果、護岸工の追加が必要と判断した箇所のみを表示しており、当初から予定している護岸工の施工箇所は表示していない。

【厚井委員】

基本的に護岸工は水衝部に整備するという考え方か。

【建設部河川砂防課】

水衝部のほか、構造物の周りで水の流れが巻くなど、河岸が欠ける恐れのある箇所に整備する。

【厚井委員】

例えば補足資料 P24 の上流側は河川が直線的に流れているように見えるが、ここはどのような考え方で護岸を整備するのか。この直下流は水衝部で河川の脇に道路があるため、浸食防止のために護岸工を整備することは理解できる。

【建設部河川砂防課】

補足資料の空撮 P12 で、左岸側に護岸工の追加を表示している区間は、矢印で表示しているとおり水の流れが左岸側に寄るようになっており、堤防の法先がだいぶ欠けてきていることから護岸工が必要と判断した。

【厚井委員】

現況の流れは確かに左岸側に少し寄っていて水衝部になっているように見えるが、出水時には全断面で流れるため、本当に水衝部なのか疑問のある箇所では護岸工が追加されているイメージである。

【建設部河川砂防課】

出水時は断面のかなり上部まで水が来ているため平らに流れているように見えるが、中小出水の場合には蛇行どおりに水が流れて徐々に河岸を削っていき、その段階で大出水等が発生すると堤防が機能しないまま洪水を迎えることとなり、それを防ぐために護岸工を整備して健全な状態を保つのが目的で、この部分については護岸工の整備を計画している。

【厚井委員】

了解した。

【内田委員長】

中津川委員からの意見による抜本的な対策及びダムや遊水地の整備等も検討しながら、厚井委員からの意見にもあったが、適切な場所に適切な規模で護岸工を整備することがベストだという検討をきちんとされているということか。

【建設部河川砂防課】

現在の河道改修と護岸工が一番適切と考えている。

【内田委員長】

技術的な課題により、鶉ダムの嵩上げが困難ということもきちんと検討したのか。遊水地は用地買収の問題で現実的ではないなど、様々な視点から全ての代替案を比較した結果、護岸工がベストだと検討されたということによろしいか。

【建設部河川砂防課】

指摘のあった遊水地案は必要面積等の検討を行っているが、鶉ダムは実際には検討までしていない。

【内田委員長】

鶉ダムの嵩上げは技術的に困難という裏付けがあるということによろしいか。

【建設部河川砂防課】

鶉ダムは農業サイドのダムのため、これまで協議等はしていない。

【中津川委員】

鶉ダムはそのような事情があるが、本川に例えば環境を考えた流水型ダムなどを新設する余地はないのか。

【建設部河川砂防課】

今のところ比較検討は行っていない。

【中津川委員】

気候変動の影響で外力がますます増しており、今の基準さえ満たせば問題ないとの手法で整備を進めても、今後、計画以上の洪水が起こりかねないため、将来を先取りした整備の検討も行うべきだと考える。

【建設部河川砂防課】

流域治水協議会、住民、地元役場、農業関係者等と今後の気候変動を踏まえた厚沢部川における治水対策について話し合いを始めたところであり、その中で今後の気候変動に当たっての対応方を協議していきたいと考えている。

【中津川委員】

護岸工の追加がやむを得ないということであれば、単なるコンクリートではなく、多孔質やカゴマットによる整備、瀬や淵の保全など、河川環境等に配慮した整備をきちんと考えているか。

【建設部河川砂防課】

植生が可能な隙間のあるコンクリートブロックの設置や場所によって護岸を隠すなどのほか、現状の瀬や淵を活かすような配置を検討している。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中津川委員担当地区（審議地区）

「08-06 広域河川改修事業費 剣淵川地区」

【中津川委員】

補足資料 P9 に記載のとおり、審議のポイントとして2点を挙げている。

まず1点目として、この地区は昭和23年の事業採択後、ずっと事業を行ってきており、事業完了までに80年以上を要する見込みなど、事業の進め方に疑義がある。

次に2点目として、今後の話になるが、超長期化している事業を一般的な手法により評価することに疑義がある。一般的に河川事業は事業期間が長くなるが、特にこの地区は突出していることから審議地区とした。

評価調書等を見たところ、昭和23年度の事業採択後に事業計画を何度も変更し、区間を延伸してきたという経緯である。その当時、災害の発生等の事情で区間を次々に延伸し、当初計画よりかなり地区が広がって今に至っている。

評価調書に記載している進捗率は現時点のものだが、次々に区間を延伸して事業を進めているため、当初の事業が100%完成しているのかといったことが分からず、一般的な評価ができない。

また、B/Cは現時点の数値かもしれないが、当初計画分がきちんと完成した上で、これからの整備方針を明確にできる状態にあるのかが分からず、このように事業期間の長い事業をどのように考えるべきかを他の委員にも知っていただきたく、さらに評価方法を問題提起する意味で審議地区と判断した。

【建設部河川砂防課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

昭和23年度から事業を開始していて、あまりにも長期間の事業であるが、B/CのC（費用）における過去の費用はどのように計算しているのか。

【建設部河川砂防課】

過去の費用はデフレーターや社会的割引率を用いて現在価値化している。

【渡部副委員長】

流域で整備するため事業期間が長くなる傾向にあることは理解するが、他の河川事業でも事業期間が100年となるような事業はあるのか。あるいは、この地区が特別なケースなのか。

【建設部河川砂防課】

剣淵川以外に、北海道内の他の河川でも事業期間の長い地区は数例ある。

【渡部副委員長】

事業期間に係る全国的な情報はるか。

【建設部河川砂防課】

全国の情報はなく、区間延伸の際には国と協議した上で決定しているため、全国的には同じ傾向と思われる。

【渡部副委員長】

終わりなき事業に見えてしまい、完了時には改修済みの区間で再改修が必要になるなどといった、終わりなき戦いとならないよう釘を刺しておきたい。

【建設部河川砂防課】

再改修が絶対にはないとは言いきれないが、そのようなことがないように、完成した区間は維持管理により健全な状態を保っている。

【渡部副委員長】

ようやく終わりが見えてきたということによろしいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【柏木委員】

私も予定年度で完了できるのか非常に疑問で、前回評価の平成30年度再評価の時には、平成37年度（2025年度）完了に向けて事業達成が十分見込まれるとしていたのではないかと。それにもかかわらず今回評価で事業期間を延伸しており、本当に事業達成が十分見込まれるのか。どのような事情があって評価調書に記載されている変更理由の内容が生じたのか、簡潔に説明してもらいたい。

【建設部河川砂防課】

補足資料P7に変更内容を記載しているが、令和2年度に残土運搬距離の増により増額となっているほか、平成30年度の大雨で溢水や浸水等の被害はなかったものの、河岸が欠けている箇所が見受けられたことから護岸工の範囲を見直し、今回評価で護岸工を追加したことで増額となっている。そのほか、橋梁の仮設工の変更等により事業費が増額となっており、これに伴って事業期間を延伸している。

このような事象が発生しなければ、平成30年度再評価時の予定どおりに事業が進んでいたと考えている。

【柏木委員】

洪水が発生しなくても、護岸に対して悪影響を及ぼすような事象が生じた場合は、更に延伸する可能性があるということによいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【中津川委員】

B/Cは十分にあつて問題はないが、超長期化している地区は通常の手法による評価が馴染まないと思われる。河川事業は一連で整備するという事は理解するが、当初計画における目的や目標の達成度合を評価するのが公共事業評価専門委員会の役割であり、そのような評価手法に変更しなければ公共事業評価に馴染まないと考えている。

この場で具体策の議論はできないが、次々に区間を追加して目標を上げていくことは止めるべきで、まずは当初計画の内容で評価を行い、必要であれば新たに事業を立ち上げるような方法を採らない限り、今後も同様の議論が出てくるのではないかと懸念している。

【内田委員長】

様々な変更が生じた場合に、これまでの事業は一度完了させて、必要であれば別事業として新たに立ち上げることは考えていないのか。同一の流域の場合、同一事業内で区間を追加して何十年という事業期間を設定するものなのか。これまでの事業は区切りを付けて完了させ、必要性が生じた場合に改めて事業を立ち上げるようにすべきである。そうでないと、次回の再評価で事業期間が延伸した場合にも、今回と同じように事業達成は十分見込まれると説明すると思われるが、全く説得力を持たないことになる。

【建設部河川砂防課】

本地区の目的は1つで、土別市、剣淵町、和寒町の市街地における洪水の防止であり、目的達成のために区間の追加等を行っているが、国との協議においても国から1つの地区として認められている。目的を分けられるのであれば新規事業として改めて立ち上げるが、目的が1つの場合は同一地区という扱いになっている。

【内田委員長】

災害や問題が生じた場合には、事業規模を拡大しながら続けていかざるを得ないということか。

【建設部河川砂防課】

事業規模の拡大がないことを願っているが、絶対にないとは言えない。

【内田委員長】

そうであれば、補足資料 P8 の事業達成の見込みは「十分達成が見込まれる」ではなく、もう少し弱い表現にすべきではないか。

【建設部河川砂防課】

現在の計画内容であれば予定どおりに進むため、十分達成が見込まれると考えている。

【中津川委員】

河川事業に共通するが、不確実性があるのであれば十分に達成が見込まれるとは言えないため、再評価調書の事業達成の見込みはb（課題はあるものの達成は可能である。）にしてもらいたい。

今回はやむを得ないとしても、今後も同じような地区が出てくると思われるため、事業期間の長い地区は評価手法を見直すべきである。

【内田委員長】

事業期間が長い地区の評価手法を建設部において検討してもらいたい。

気候変動が大規模に起こっていて急な収束が考えられないことから、事業期間の長い地区にあっては、今後の再評価で事業達成の見込みの判定に係る判断根拠を示してもらいたい。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

中津川委員担当地区（専決地区）

「08-04 大規模特定河川事業費・広域河川改修事業費 望月寒川地区」

「08-05 広域河川改修事業費 雨煙別川地区」

「08-07 広域河川改修事業費 久根別川地区」

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要等について、資料により説明）

【中津川委員】（専決理由）

まず望月寒川地区については、人口密集地帯で最近は災害も発生しているということで必要性が非常に高い。放水路トンネル工事で礫障害が発生したため、シールドマシンの型式を変更したことで増額となっているが、やむを得ない事情ということで専決地区と判断した。

次に雨煙別川地区については、掘削土砂の処分に当初の見込みより費用が掛かっているが、やむを得ない事情ということで専決地区と判断した。

次に久根別川地区については、雨煙別川地区と同様に、掘削土砂の問題が非常にネックになっている。この地域では新幹線工事で発生する土砂によって処分場が満杯になっており、搬入できる場所が近くにないため、事業費の増額や事業期間の延伸が生じており、やむを得ない事情ということで専決地区と判断した。

最後に中の川地区について、労務単価の上昇や消費税率の上昇によって事業費が増額となっており、やむを得ない事情ということで専決地区と判断した。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

審議結果総括

【内田委員長】

それでは審議結果の取りまとめを行う。

今回、審議した 26 地区は「事業継続に係る今後の対処方針は妥当」と認めるが、釧路地区については B/C がほぼ 1 ということで、きちんと工事費管理を行いながら B/C が 1 未満にならないよう、これ以上の事業費の増額がないような意見を付けて認めることとし、文言は委員長に一任していただく。

以上で本日予定していた 26 地区の審議を終了する。

イ 一覧表評価地区の報告 [67 地区]

【事務局（総合政策部計画推進課）】

一覧表評価地区は 67 地区で、農政部所管は 4 事業 33 地区、水産林務部所管は 4 事業 16 地区、建設部所管は 6 事業 18 地区となっている。

一覧表評価地区では、様式 1 と様式 2 を基に、前回評価と今回評価における完了予定年度、事業内容、総事業費の変更内容のほか、進捗率や一次政策評価結果について、二次政策評価等検討チームによるヒアリングを行った。

ヒアリングを踏まえ、一覧表評価地区の二次政策評価（案）を資料 3 に示しており、対処方針は一次政策評価どおりの継続、意見等は特になしとした。

《 質 疑 》

特になし。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

一覧表評価 67 地区の対処方針について「事業継続は妥当」と認める。

3 その他

特になし。

4 閉会